

希望降任制度実施要綱

千葉市教育委員会

(目的)

第1条 この要綱は、本人の意向を尊重し、希望による降任を認めることにより、心身の負担軽減、能力の発揮及び組織の活性化を図ることを目的とする。

(対象職員)

第2条 降任を希望することができる者は、千葉市立小学校、中学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭又は主幹教諭の職にあるものとする。

(降任する職の段階)

第3条 降任する職務の級は、降任を希望する者が降任希望申出日現在に任用されている職務の級より下位の職務の級のうち、原則として本人の希望による。

(給料の取扱い)

第4条 原則として、職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（平成3年千葉市人事委員会規則第6号）による。

(降任の申出)

第5条 校長が降任を希望する場合、教育委員会（教育総務部教育職員課長扱い）に別紙「降任希望願」を、原則として1月15日までに提出するものとする。

2 副校長、教頭又は主幹教諭が降任を希望する場合、所属する学校の校長を経由して、教育委員会（教育総務部教育職員課長扱い）に別紙「降任希望願」を、原則として1月15日までに提出するものとする。

(降任の決定)

第6条 教育委員会は、降任希望願を受理したときは、本人の意向を尊重して降任を決定する。

2 降任の発令は、原則として直近の4月1日付けの定期人事異動で行う。

(再昇任について)

第7条 降任した者が、再度昇任を希望する場合は、管理職選考又は主幹教諭選考を受験する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。